

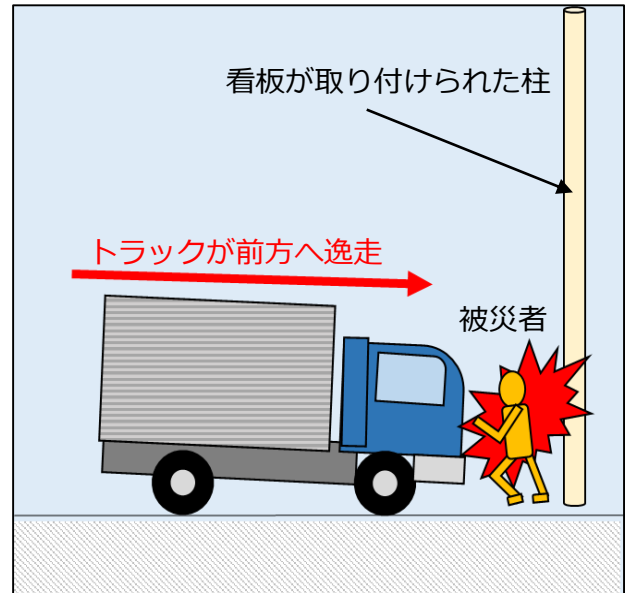
トラック関連の死亡災害が10月に連続で2件発生！！

動き出したダンフカーと柱に挟まれ被災者が死亡する

被災者は10tトラックに乗り配送していたところ、途中で伊賀市内のコンビニエンスストアに立ち寄り、トラックを停車後に降車して店内に向かい歩いていたところ、トラックが店舗方向へ逸走したため、車両の前方から止めようとしたが止まらず、看板が取り付けられた柱と車両の前方部分にはさまれ死亡したものの。

なお、災害時、トラックのギアはニュートラルに入っており、パーキングブレーキは掛けていなかった。

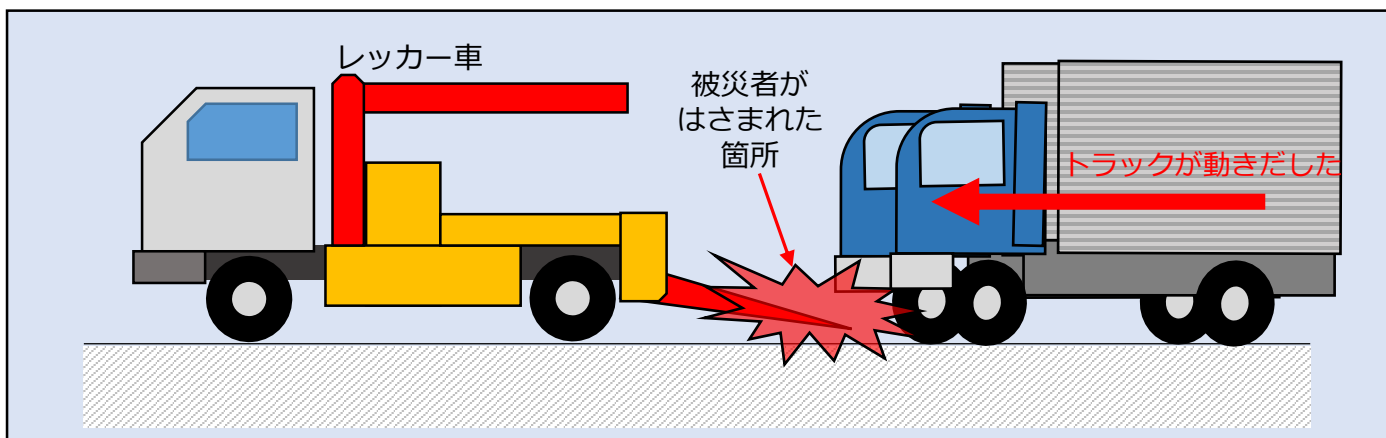
(事故の詳細については調査中)



レッカー作業中に車両に頭をはさまれ被災者が死亡する

京都市内の路上で、被災者が故障したトラックを牽引するための準備作業中、故障したトラックが動き出し、レッカー車との間に頭部をはさまれ死亡したものの。

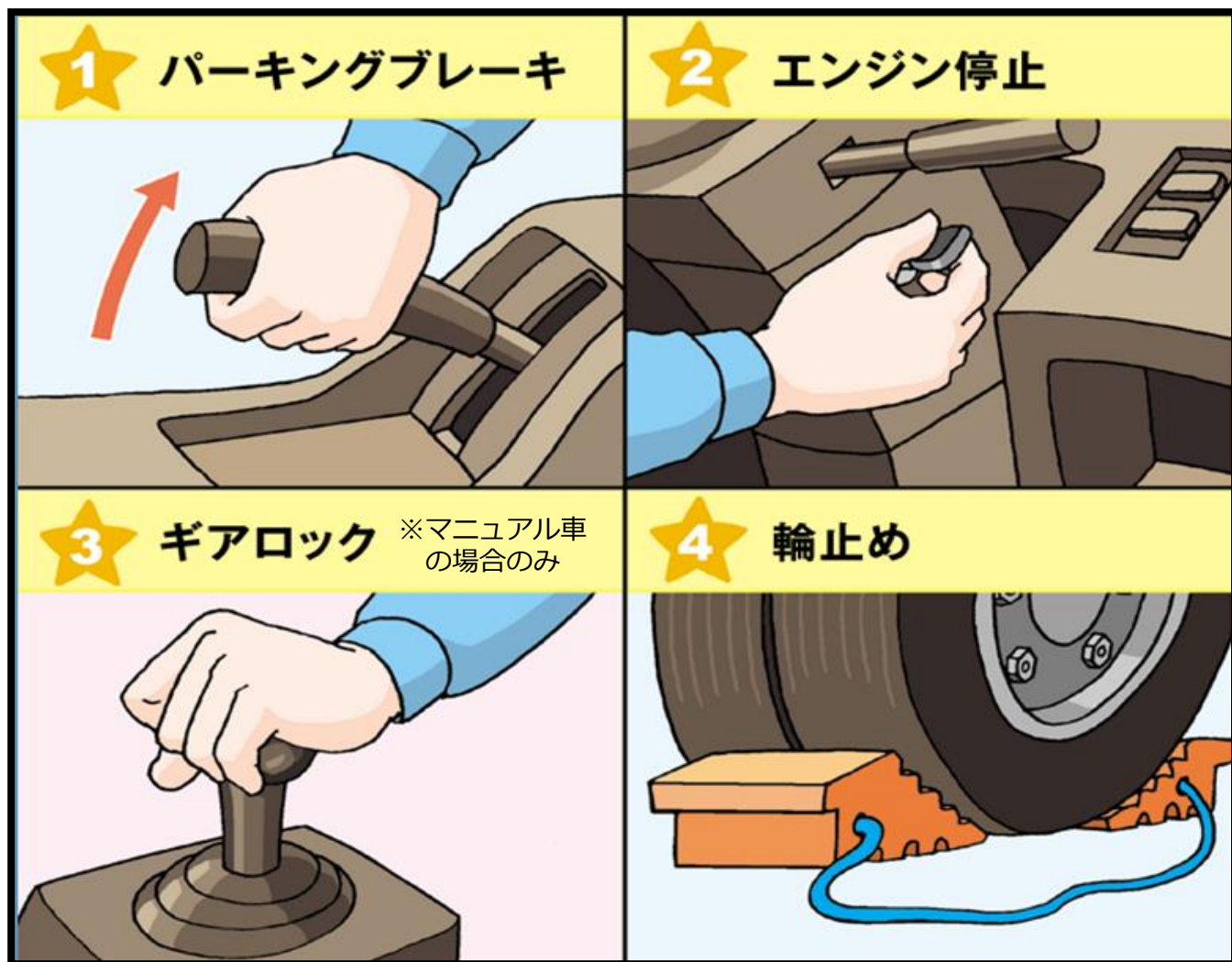
なお、災害発生時、故障したトラックのパーキングブレーキは掛けられておらず、輪止め等の逸走防止対策も講じられていなかった。(事故の詳細については調査中)



上記2件の死亡災害は、輪止め等の逸走防止対策が講じられていれば防ぐことができたものです。裏面の「トラック等の車両の逸走による災害を防止するためのポイント」を参考にいただき、逸走防止対策の徹底を図って下さい。

トラック等の車両の逸走による災害を防止するためのポイント

トラック等の車両を降車した際は必ず、**逸走防止措置**（「**パーキングブレーキ**→**エンジン停止**→**※ギアロック**→**輪止め**」の4点セット）を実施して下さい!!



その他、事業者・作業者は次のような対策を講じて下さい。

○トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めましょう。

○停車時にトラックが動き出しても、止めるために車に近づくことは厳禁とし、周囲への警告を發しましょう。

○わずかな傾斜の坂道では原則として、停車させないようにしましょう。

